

【花平モトクロススポーツクラブ規約】

基本理念

近年の都市化や生活の利便化により、日常生活の中から『体を動かす』機会や場が減少するとともに、社会の複雑・高度化、高齢化等の急激な進展、生活水準の向上や自由時間の増大等の社会環境の変化、仕事中心から生活重視への価値観の変化などの中で、スポーツやレクリエーションの重要性がますます高まっています。

一方、子どもたちの生活をながめても、受験競争の過熱化、いじめや不登校の問題をはじめとして、仲間づくりなどの社会性の欠如、元気に遊ぶ子とそうでない子の二極化現象の拡大、生活習慣病の増加など、子どもたちの問題も深刻化を増しています。そのため、2002年（平成14年）からは、『ゆとり』の中で豊かな体験を通してたくましく『生きる力』をはぐくむことを目的に学校週5日制が完全実施され、家庭や地域社会の教育力の充実が一層求められています。

そこで私たちは、『花平（ハナタイラ）モトクロススポーツクラブ』を結成し、滝沢村とその近隣の市町村をはじめ、広く岩手県内外の青少年の健全育成と生涯スポーツの推進を図るとともに、元気で健康な連帯感あふれる『モトクロスを通じて元気なまちづくり』に資したいと考えました。

ついては、この趣旨にご賛同いただき、本クラブの結成やこの構想に基づく諸施策へのご支援・ご協力をお願い申し上げます。

第一章 総則

(名称)

第一条 本団体の名称を『花平モトクロススポーツクラブ』と称する。

(所在地)

第二条 花平オフロードパークの所在地である岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢
328-45とする。

(目的)

第三条 以下を目的として活動することとする。

- スポーツ文化の醸成（スポーツが生活の一部に一スポーツ実施率の向上
- 青少年の健全育成
- 地域教育力の回復
- 地域のコミュニティの形成→地域の活性化
- 親子や家族の交流
- 世代間交流の促進
- スポーツ施設の有効活用
- 地域の健康水準の改善→医療費の軽減
- 高齢者の生きがいづくり

(事業)

第四条 本団体は目的を達成するために次のような事業を行うこととする。

- モータースポーツの地位向上と啓蒙活動
- モトクロス人口拡大のための育成、推進事業
- モトクロスコースの確保、維持、管理、整備に関する事業
- その他目的を達成するために必要な事業

第二章 会員

(会員)

第五条 本団体の会員は、本団体の基本理念及び、目的に賛同して入会した個人及び団体とする。

- 会員資格
会員は本団体の規約に同意した上で、氏名、住所、連絡先等を別に定める用紙に記載して申し込む事とする。
- 入会手続き
募集要項に則り入会金を添えて事務局まで入会手続きすること。
- 退会手続き
退会しようとするものは会費完納の上、その旨をその年度末までに本団体事務局まで通知しなければならない。
- 資格喪失・除名
会費滞納及び会員としての義務を履行しない場合には退会とみなす。本団体の基本理念に反し、本会の体面を傷つけたものは除名とする。

第三章 役員

(役員)

第六条 本団体に次の役職を置くこととする。

- 役職
会 長 1名 関添徳一
副 会 長 2名 横澤高德 伊香徳行
監 事 1名 黒田弘樹

役員任期は2年とする。

役員選出は自薦他薦を問わない。

会長は本団体の運営事項に対して最高責任を負う。

副会長は会長の補佐を行う。会長不在の場合はその職務を代行する。

監事は本団体が適正に運営されているか監査する。

- 事務局

本団体の事務局を盛岡市上堂4丁目12-23くるまの洗濯屋内に置くこととする。

第四章 会議

(会議)

第七条 本団体に次の会議を置くこととする。

- 1) 総会
- 2) 役員会

- 総会

総会は通常総会を年1回とし臨時総会は必要な都度、会長が収集する。

総会は会員の半数以上を持って成立する。但し書面又は代理人により議決権を行使するものは出席とみなす。

総会の議事は出席会員の過半数を持って決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

- 総会決議事項

次の事項は総会の決議を経なければならない。

規約の改廃

事業報告並びに収支決算

事業計画書並びに収支予算

役員承認

- 役員会

役員会は役員が必要の都度、会長が召集する。

- 運営委員

運営委員は本会の運営に必要な事業や計画を会員の先に立って立案、実行する。

運営委員の人数は4名を置くことし、任期は2年とする。

運営委員 中川 明 伊藤正良 滝本誠吉 寺岡千春

第四章 会計

(会計)

第八条

- 会計年度

本団体の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 会計の原則

会計は一般会計と特別会計に分離する。

一般会計とは通常の本会運営の収支を管理するものとする。

特別会計とはイベントや突発性の事案に対する収支を管理するものとする。

- 資金の管理

本会の資金・財産の管理は事務局が行う。

管理担当者は資金に関する記録（現金出納帳、領収書、通帳等）を整理、管理し必要に応じて会員等に提示する義務を有する。

単年度における余剰金は翌年度に繰り越す事とする。

第五章 本会の解散

(本会の解散)

第九条

- 本団体の総会において会員の2/3以上の同意が得られれば解散することが出来る。
- その際の余剰金については本団体に類似の団体に寄付することとする。

第六章 附則

(附則)

第十条

- 施行日について
本団体の規約はH22年10月1日より施行する。

第八章 資金に関する規則

(準則)

第一条

- 会費
入会をしようとするものは、入会金として18歳以下¥500 18歳以上¥1,000を納める事とする。年会費は一律¥500とし、年度末までに納める事とする。
活動拠点となる花平オフロードパーク走行料金を年度末までに納める事。
高校生以下男女とも ¥7,000
成人男女とも ¥12,000
活動中のケガ、事故の補償の為にスポーツ安全保険加入の強制加入を条件として保険料中学生以下¥600 高校生以上¥1,600を別途納める事。
- 賛助会員
本会の趣旨に賛同して協力する(スポンサー料等運営協力費)ものを賛助会員とすることが出来る。
賛助会員を希望するものは別に定める用紙に従い、申込することとする。
- 会員以外の施設利用希望者に対しては別途利用料金納付のシステムを構築して柔軟に対応することとする。

第二条

- 寄付金・募金の納付に関しては別途定める書式に基づき、受付することとする。